

障福第1813号
令和7年8月1日
(2025年)

金沢市指定障害福祉サービス事業所等 代表者様

金沢市障害福祉課長
(公印省略)

令和8年度に実施を希望する国庫補助を活用した施設整備について（照会）

日頃より本市の障害福祉行政の推進にご尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、金沢市では、管内のニーズに対応した障害福祉サービスの提供体制を確保するため、「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用して、民間事業者が行う障害福祉サービス事業所等の新築や大規模修繕等（以下「施設整備」といいます。）に係る工事費用に対して、その一部を助成しているところです。

本市の予算編成の参考とするため、貴法人が来年度に施設整備の実施を希望する事業所におかれましては、下記により回答をお願いします。

なお、本照会は、予算編成の参考資料を得るために実施するものであり、具体的な補助をお約束するものではありませんので、念のため申し添えます。

記

1 回答対象 令和8年度に国庫補助を活用した施設整備を希望する事業者

※金沢市内での整備に限ります。

※補助の要件あり

（金沢市障害福祉課ホームページを必ずご確認ください）

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagisu/shogaifukushika/gyomuannai/3/6/1/27178.html>

2 回答期限 令和7年9月1日（月）必着

※やむをえず提出が遅れる場合は、事前にご連絡下さい。

3 回答様式

・令和8年度社会福祉施設等の施設整備に係る国庫補助要望書

・障害者施設整備申請様式

・障害児施設整備申請様式

※添付書類も必ずご用意ください。

4 回答方法

回答様式及び添付書類を法人単位で取りまとめの上、送付文書（法人印の省略可）を添えて、電子メールにより下記アドレスまでご提出ください。

(提出先) syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

※電子メールにて【メールの件名】及び【提出ファイルの名前】を
「施設整備国庫補助要望書・法人名」にしてご提出ください。

※送信した際は、必ず担当者宛て御連絡願います。

5 留意事項

(1) 近年の国予算の減少に伴い、全国的にも補助採択は非常に厳しい状況となっており、国からも、**緊急性・必要性の高い整備のみ**に厳選して協議をするよう指示されています。また、実際に補助を受けて施設整備を行った後の事業変更（定員の減、事業の休止・廃止など）も原則として認められませんので、整備内容の要望にあたっては、事業の緊急性・必要性・継続性などを十分に検討・確認願います（後述のヒアリング時にも確認します）。

(2) 本照会にて提出のあった施設整備要望につきましては、内容を確認の後、整備事業者に対するヒアリングを行います（9月下旬～10月中旬頃を予定）。なお、**補助の要件を満たしていない場合などは、ヒアリング対象としません（補助の対象としません）**のでご了承ください。

(担当)

金沢市福祉健康局障害福祉課
事業者管理係 辻、喜多

TEL : 076-220-2018

FAX : 076-232-0294